

# 年末調整手続の電子化について ~従業員周知編~

## どんな準備が必要？

年末調整手続の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実施方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等（案1、案2の場合のみ）があります。このパンフレットでは、このうち②従業員への周知についてお知らせします（①については「実施方法検討編（勤1）」、③については「システム改修編（勤3）」をご覧ください。）。

年末調整電子化の方法（詳細は「実現方法検討編（勤1）」をご覧ください。

		① 従業員の控除証明書等の取得方法	
		データ取得	ハガキ等取得
② 提供（提出）方法	データ提供	完全電子化！ 案1 データ取得・データ提供	案2 ハガキ取得・データ提供
	印刷提出	案3 データ取得・印刷提出	案4 ハガキ取得・印刷提出
	手書き提出	【書面(手書き)での年末調整】	

## ② 従業員への周知

これまで年末調整を書面（手書き）で実施していた勤務先において、上記案1～4による効率化を実施する場合は、年末調整の実施方法変更について従業員に周知する必要があります。以下は、各案において「年調ソフト」を利用する場合に従業員に周知すべき内容についてお示します。

### 案1～4 共通 年調ソフトの入手

国税庁が提供する「年調ソフト」をパソコンやスマートフォンにインストールします。「年調ソフト」については以下のとおり公式アプリストアから入手することができます。

Windowsのパソコン をご利用の方	Macのパソコン をご利用の方	Androidスマホ をご利用の方	iPhone をご利用の方
マイクロソフトストアで 「 <b>年末調整 国税庁</b> 」と検索	Appstoreで 「 <b>年末調整 国税庁</b> 」と検索		

- Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
- Apple、iPhone、Mac OS は、米国および他の国々で登録された Apple Inc.の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2018 Apple Inc. All rights reserved.
- Androidは、Google LLC の商標です。
- その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

上記の公式アプリストアからダウンロードできない場合は、パソコン版に限り、国税庁ホームページからダウンロードすることができます

([https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#soft\\_dl](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#soft_dl))。



年調ソフト（イメージ）

## 案1、3 控除証明書等の電子データによる取得

案1及び案3においては、従業員に控除証明書等データで取得していただくよう周知します。従業員が控除証明書等データを取得するには主に以下の2つの方法があります。

- 1 「マイナポータル連携」により一括取得する方法
- 2 保険会社等のいわゆる「お客様ページ」から取得（ダウンロード）する方法

### 1 「マイナポータル連携」により一括取得する方法

「マイナポータル連携」を行う場合は、以下の事前手続きが必要です。初回手続きをすれば、翌年以降は以下の準備は不要です。

また、マイナポータル連携でデータを取得するためには、保険会社等がマイナポータル連携に対応している必要があります。対応している保険会社等については国税庁ホームページに記載しています（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>）。



### イ マイナンバーカードの取得及び読取機器の準備

マイナポータル連携には、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを読み取るため、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン等が必要です。

マイナンバーカード読取対応スマートフォンの一覧はこちらのQRコードから⇒  
<https://www2.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>



### ロ マイナポータル及び民間送達サービスの開設

マイナポータルにアクセスし、利用者登録をします。また、マイナポータルから、「もっとつながる」機能を利用して、民間送達サービスのアカウントを開設します。

### ハ 保険会社等と民間送達サービスの連携設定

従業員各自が、契約している保険会社等と民間送達サービスの連携設定を行い、控除証明書等データが民間送達サービスに届くように設定します。

※マイナポータル連携について従業員の方に説明する場合は、「マイナポータル連携準備編(従2)」をご利用ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 2 保険会社等のいわゆる「お客様ページ」から取得（ダウンロード）する方法

従業員が各自で契約している保険会社のホームページ等にアクセスし、控除証明書等データをダウンロードします。詳しいダウンロードの方法については従業員が各自で契約している保険会社等のホームページで確認するよう伝えてください。

Q：団体扱い保険についても従業員はデータで取得できるのでしょうか？



A：団体扱い保険については、上記1又は2の方法によって取得できる場合もあります（保険会社等によります）。その他、「年調ソフト」の管理者機能を利用して控除証明書データを作成して従業員に配付すれば、データで利用することができます。

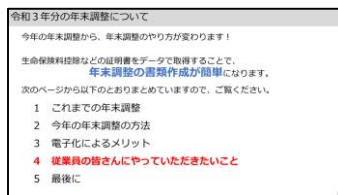
詳しくは「システム改修編（勤3）」をご覧ください。

Q：年末調整手続を電子化するに当たり、従業員にはいつごろ周知すればいいのでしょうか？



A：従業員が「マイナポータル連携」により控除証明書等データを取得する場合、従業員がマイナンバーカードを取得するための期間や、保険会社と民間送達サービスの連携設定に要する期間を考慮すると、年末調整手続電子化の初年度においては、年末調整の時期のおおむね2か月前には周知していただいたほうがよいと考えられます。

国税庁ホームページに従業員へ配付可能な周知用資料を掲載していますので、どうぞご利用ください。



「従業員の方への周知用資料」をダウンロードして、会社名や提出先などを追加記載すれば、年末調整手続の電子化について簡単に従業員の方に説明できます。



国税庁  
(法人番号7000012050002)